

那賀川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「那賀川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、那賀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。

3 協議会を進めていくにあたり、その他の那賀川流域内関係機関についても、協議会の同意を得て、構成員またはオブザーバーとして追加できるものとする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 那賀川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

3 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、四国地方整備局那賀川河川事務所が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和4年11月14日から施行する。

当初 令和2年 8月 7日

第1回改正 令和3年 2月 1日

第2回改正 令和4年11月14日

那賀川流域治水協議会 構成員

機関	役職
阿南市	市長
小松島市	市長
那賀町	町長
徳島県	県土整備部長
	農林水産部長
	南部総合県民局 県土整備部長
	南部総合県民局 農林水産部長
中国四国農政局	那賀川農地防災事業所長
四国森林管理局	徳島森林管理署長
森林整備センター	徳島水源林整備事務所長
気象庁	徳島地方气象台長
四国地方整備局	那賀川河川事務所長

オブザーバー

徳島県企業局	施設基盤整備室長
四国電力（株）	徳島支店 技術部 次長